

築上町告示第92号

平成28年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年7月25日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成28年8月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	塩田 文男君
武道 修司君	田村 兼光君

○応招しなかった議員

平成28年 第2回 築上町議会臨時会会議録 (第1日)

平成28年8月5日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年8月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
①議長の報告 (提出された案件等の報告)
日程第4 議案第71号 専決処分について (平成28年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について)
日程第5 議案第72号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
日程第6 議案第73号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
①議長の報告 (提出された案件等の報告)
日程第4 議案第71号 専決処分について (平成28年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について)
日程第5 議案第72号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
日程第6 議案第73号 工事請負契約の締結について
-

出席議員 (13名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
10番 田原 宗憲君	11番 吉元 成一君
12番 塩田 文男君	13番 武道 修司君

14番 田村 兼光君

欠席議員（1名）

9番 丸山 年弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
総務課長	……………	八野 繁博君	財政課長	……………	元島 信一君
産業課長兼農委局長	…	今富 義昭君	建設課長	……………	平尾 達弥君
環境課長	……………	長部 仁志君			

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、平成28年第2回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、塩田文男議員、13番、武道修司議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月3日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の会期日程案どおり、会期は本日8月5日

1日限りとし、委員会付託を省略し、本日即決することが適当だと協議いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日8月5日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日8月5日1日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第71号外2件です。

日程第4. 議案第71号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第71号専決処分について（平成28年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）から、日程第6、議案第73号工事請負契約の締結についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第73号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第71号専決処分について（平成28年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第71号専決処分について（平成28年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）、平成28年7月5日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。平成28年8月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第71号につきましては、専決処分をさせていただきました。専決処分は、7月5日付で専決処分して、報告を本日するものでございますが、中身につきましては、先般6月議会のときに報告を若干いたしましたけれども、6月の豪雨で、広域農道の上り松の昭

和池の上の山肌が一応崩壊いたしまして、その崩壊した土が昭和池の荒手を塞いでしまったというふうなことで、大きな災害に至らなくてよかったんですけども、いわゆる災害復旧を農政局に一応予算要求するために、一応測量調査を専決処分をさせていただいたところでございます。

基本的には、池とそれから広域農道の土羽、下のほうの土羽でございますけれども、基本的な総額で、1,000万ほどかかる予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第71号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第72号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第72号平成28年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第72号平成28年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。平成28年8月5日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第72号は補正予算（第4号）でございますけれども、本予算は、今、椎田干拓地内に液肥の造成工事をしようということで計画をしております。その前に、事前に、ちょっと26年、7年前に、さかのぼりますけれども、旧椎田町が液肥の製造施設をつくるに当たって、鬼塚地区自治会、それと椎田干拓等々の協議をして、農業液肥施設をつくりながら農業振興を行うということで、農業公園計画を一応提案して、地元と合意をしておったところで

ございます。そういう形の中で、九州農政局、県といろんな協議をしながら、10ヘクタールの用地を買収するというふうなことで、事業が一応成立をしておったわけでございますけれども、用地買収が平成6年、7年と2カ年、それと8年の3カ年に一応分けて用地購入をするというふうな計画でございましたが、平成7年の町長選において町長が交代したと、そういう形の中で、計画が一応変更になりまして、福祉の里ドームと、残りの1年分が福祉の里ドームという計画になったわけでございますけれども、ここに今、児童館が建っております。そして、青海山荘等々のまもる会が福祉施設を一応建設をして、現在に至っておるところでございます。

そういう形の中で、現在、15ヘクタール全部を買収当時すればよかったですけれど、1筆だけ残って、その用地がまだ未解決のまま、町のほうは買収をしてなかったというふうなことで、今回、地元とそれから地権者との話の中で、買収をぜひやってくれなければ、液肥の施設、当初と約束が違うじゃないかというふうなことまで言われまして、一応、当初の農業公園の計画に基づいて買収をしていこうと、このようなことで、1筆だけ残ってるのも、これは町の約束したことが履行されてないというふうなことで、今回新たな築城地区のし尿処理の液肥を有効的に使うということで、干拓地内にプラントを建設するというようなことで、新たに、この際、最終的に農業公園の20数年来の懸案事項をきれいに清算しながら、地元と非常にいい関係でございますけれども、地元の要望を20数年来かなえてなかったものを、これをかなえて、新しい液肥施設を気持ちよくつくっていこうというふうなことで、今回予算の提案をさせていただいております。

そして、なお、平成8年度に政権が変わった後の用地購入については趣旨が違うというようなことで、児童館のみを租税特別措置法の対象になっておりますけれども、あとの分は租税特別措置法の対象にならなかったという経過がございます。そして、今回買う用地も一応税務署に何回となく協議に職員が行ってまいりましたけれども、これも一応、租税特別措置法の対象にはならないというふうな見解で、地元のほうには話はしております。そして、この予算が通れば、話をしながら契約に持っていこうと、このような関係でございます。そして、この一部の用地が当時道路用地ということで借用しておりますので、これも合わせて買わなければいけないというふうなことで、道路新設改良費の中に土地購入費、それから公園費の中に公園の未買収地の購入費ということで、単価につきましても、20数年間待ってもらっておるというような関係もございまして、当時の単価で、平米当たり6,000円で購入しようという計画で、予算計上をさせていただいております。

そして、もう一つは資源リサイクル施設費ということで、機械器具を事前に購入しておかなければ、液肥ができて、農地に散布ができないというふうなことで、機械器具も5,000万ほど、一応予算として計上をさせていただいております。

以上、ちょっと長く説明になりましたけれども、資料も皆さんのお手元には配付をしております。

うんで、資料を参考にしながら、この議案の採択をよろしくお願い申し上げて、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まず、機械器具の件です。今、町長からの説明がありました。内容を詳しく、何をどう買うのとか、どういうために買うのかという説明をお願いしたいのと、先ほど町長のほうから、過去の干拓に、農業公園に関しての土地の経緯を説明ありましたが、実際、今、農地を買うのに、どの金額が適正価格だっているのを、今現在ですね、相場というか、ていうのもあると思うんですけども、それが大体今通常幾らぐらいなのかをあわせてお願いします。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

内訳についてですが、クローラー、散布車1台2,000万円、液肥運搬車3台3,000万円、1台1,000万円です。理由といたしましては、築上町し尿処理施設建設工事完成までの約7カ月間の築城地区のし尿の処理について再検討した結果、散布計画により、椎田地区及び築城地区に散布する予定です。これに伴い、クローラー1台、液肥運搬車3台の購入です。これにつきましては、もともと産業課のほうで平成29年度当初予算において予算計上する計画でいましたが、築城地区のし尿処理を散布計画で処理を行うため、環境課のほうで前倒しで有機液肥製造施設の備品として購入し、平成29年4月から散布する予定であります。また、購入につきましては、散布車、運搬車ともに受注生産となりますので、約6カ月間の製作期間が必要となります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今のいわゆる価格という件でございますけれども、本来なら不動産鑑定をやって、今現状では、私は全て土地を買うときには不動産鑑定をやって買っております。しかし、今回の分は、平成5年にこの計画が持ち上がりまして、地元と協議をしながら、平米当たり6,000円で購入しますということで、全ての10ヘクタールは購入しておると。たった、この1筆だけを、ちょうど政権というか、町長の交代とか、それからまた、いろんな種々の理由がございますして、今まで買わないまま、本来なら早く買えば、この価格で買っておったという形になります。そして、租税特別措置法も公園の形態で買っておれば、全く5,000万までは控除になっておったんですけれども、これがいわゆる計画が変更したためにならなかった。従前のものですね。先ほど申しましたけれども、児童館の分はなっておりますけど、あとの分がなっていないというふうなことで、そして、だから、今回も本来なら不動産鑑定やっても、その価格で買うべきかどうかというのは、ちょっと私も苦慮したところでございますけれども、やはり、公平的な立場といいますか、それは平米6,000円で買うのが妥当であろうと。20数年間も地権者

の方にお待ちをしていただきながら、何とか今回、液肥の施設とそれから公園の増設というふうなことで、簡単な形で整備はしていきたいと思います。公園で。あと、大きな金は、公園整備には私はかけたくないので、必要に応じたときには何か種目がえて、そういう必要な事業には持つていこうということでございますけど、当初の計画では、そこは花壇をつくって、花園というふうな形で計画をしておりますんで、それぐらいの似通ったぐらいの計画はやってもいいんじゃないかなと、このように考えて、単価については、そういうことでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まず、散布の件ですが、皆さん御存じのとおり、この後の議案にも農業公園の施設の液肥の施設の案件があります。これが間に合わないだろうと、4月までですね。てことで、機械を備品を前倒して買って、それで、4月以降、椎田地区、椎田地区っていうか、今あるところに入れて、築城地区にも持つていこうという、そういう話なんですよね。

今、町長の説明なんですけど、本当に過去のそういうものを清算するってことでは、きちっとしてやらなければいけないっていうのは、思いはあるし、ずっと残しとったということであれば、それは妥当と言われれば、妥当なのかもしれないですが、もう少し計画、今まであったわけですから、農業公園の土地を買うのであれば、それに対する計画云々ともう少しきちっと、今の町長の答弁と、花園っていう、ちょっと曖昧的な発想なので、もう少しあそこの施設に附随したものをつくるとか、そういうものをするために活性化するとかっていうような取り組みをしていただきたかったし、今後、そういうところをきちっと計画をして、全てやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議員（12番 塩田 文男君） 機械器具費ですけど、5,000万の散布車ということ、資料何か出すのなかったんですか。資料、カタログなり何なり。あるのか、ないのか、お尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 後ほど資料のほうはありますので、（「現在使っておるの」と呼ぶ者あり）基本的には、今現在使ってるのと同じ形を採用したいと思ってます。資料ありますので、後で持ってきたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 資料あるなら、議長、休憩して、今から取り行ってもらっても、してもらえませんか。きょうは即決なんで、資料、これは5,000万の（ ）その辺の噴霧器買うのとわけが違うんで、資料あるなら、今すぐ出すようにお願いします。

○議長（田村 兼光君） ちょっと暫時休憩して、資料を配付しなさい。

午前10時18分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（田村 兼光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（新川 久三君） ちょっと職員が徹底してなくて、済みませんでしたけれども、おわびを申し上げます。一応、見積もりはとっておるようでございます。この見積もりをもとに計上をしておるといことで、ゴムクローラーの仕様が、ゴムクローラーがキャリアっていいですか、これ1,200万の見積もりをとって、そして、バキュームカーということで配送車が1台、1式か、600万円か、1台が。そういう見積もりをとって、予算を提示しておるといようなことで、大体前回と大体同じような価格でございまして、実際、また入札をして契約すれば、議会の承認事項でございますんで、議会のほうに仮契約をして、提案をさせていただきたいと思ひます。
以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） それが要るか要らんか別に、後ほどちゅうともあつたですけど、議案資料ちゅうのが出てるんで、議案資料にその機械器具、何を買うんだといことぐらひは最低限書くべきじゃないかなと思ひてます。資料とか、カタログ、コピーだとか、今そろえてくれたみたいやけど、そういうのもつけて出すか、議案資料は別に別紙にあるんで、その中で何を買うんだといことを、前回と同じとか、前回と同じなら前回と同じの出してほしいといのがこつちの考えなんで、しっかりと、議会に議決を求めるわけですから、しっかりとした資料の内容を今後ちゃんとやっていただきたいと思ひます。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予算のときは、当方が一応見積書をとって、その平均的なものを提案させていただきます。そういう形の中で、全て見積書を出せとか、そういう形になれば、これはちよつと膨大な形になるんで、出せる場合と出せん場合もございまして、そこんところは了解をしておっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論終わります。

これから議案第72号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第

72号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第73号工事請負契約の締結について（防衛施設周辺民生安定施設整備事業）、築上町し尿処理施設建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成28年8月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第73号は工事請負契約の締結についてでございますが、この工事につきましては、し尿処理のプラントを建設するものでございます。一応、一般競争入札ということで告示をいたしまして業者を募集したところ、株式会社九州電工、それから株式会社フソウ九州支店という2社の応募がございました。2社による入札でございますが、株式会社九州電工が7億9,450万、これは消費税抜きでございますけれども、落札をいたしましたところでございます。

資料としては、お手元に入札結果表等々をお配りしてと思いますが、参考にしていただきたいと思っております。請負金額は、8億5,806万円でございます。これは消費税込みでございます。

そういうことで、本議案を提案をさせていただきましたので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第73号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程が全て終了しました。

会議を閉じます。

ここで町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 皆さん、きょう本当に暑い中を臨時議会を招集いたしまして、御出席を賜り大変ありがとうございます。3議案とも全会一致で可決をいただきましたので、御礼を申し上げたい。液肥施設については、一刻も早くプラントの仕上げや、そして築城地区のし尿の搬入をいたしたく考えておるところでございますので、あと、皆さん、いろんな経過を見ていただきながら、迅速な形で処理をしまいたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

暑い時期でございますので、お体御自愛の上お過ごしをしていただければ、幸いなところでございます。きょうはどうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで平成28年第2回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員